

申請日	
-----	--

糸島市長 様

**糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業
事業所用太陽光発電等設置補助金交付申請書**

糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業事業所用太陽光発電等設置補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により、事業計画書及び別表第6に掲げる書類を添えて申請します。

1) 申請者(補助対象者)

所在地/住所		電話番号	
名称/氏名			印 (法人の場合) 代表者職印
Eメール		担当者氏名	

※申請を委任する場合(申請者自身による申請が原則です)

受任者の種別		行政書士	個人事業主(申請者)の同居の親族※					
住所			電話番号					
氏名		性別		生年月日		年	月	日
Eメール								
受任者の 確認書類	行政書士	行政書士登録番号	▶行政書士証票の写し、委任状を提出					
	同居の親族	申請者との続柄	▶受任者の本人確認書類の写し、委任状を提出					

※同居の親族が委任を受けて申請等を行う場合は、無償で行う必要があります。

2) 申請者の役員名簿(申請者が法人の場合)

役員名簿	氏名	氏名(フリガナ)	生年月日				性別 男=M 女=F
			元号	年	月	日	

3) 補助金の交付申請額

交付申請額		円	
太陽光発電		円	…第2面・E
蓄電池		円	…第2面・K

4) 交付申請に関する誓約事項

(1)	<input type="checkbox"/>	補助金交付決定前の契約や発注等の行為(事前着手)は認められないことを確認しました。
(2)	<input type="checkbox"/>	本申請における補助対象設備について、国費を財源とする補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていません。また、これからも受けません。
(3)	<input type="checkbox"/>	申請者(法人である場合は、その役員を含む。)が糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員等でないことを確認するため、市が警察署に照会することを了承します。
(4)	<input type="checkbox"/>	申請者が糸島市税の滞納がないことや、糸島市内に居住していることを確認するため、関係部署への照会等を行うことを了承します。
(5)	<input type="checkbox"/>	糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業事業所用太陽光発電等設置補助金交付要綱の規定を遵守して補助事業を実施します。
(6)	<input type="checkbox"/>	本申請について虚偽記載がないことを誓約し、万が一虚偽記載等、市が不適切と認める補助金受給が判明した場合には、補助金交付決定の取消を受けても意義を申し立てません。また、補助金交付決定の取消に伴う補助金返還、財産処分等による財産処分納付金が発生した場合は、遅滞なく市の指示に従い返還または納付を行います。

事業計画書（第1面）

1) 補助対象設備を設置する家屋

設備を設置する家屋の情報	所在地	糸島市			
	種類	事務所	工場	店舗	その他（ ）
	家屋の不動産登記有無	ある			
		ない（カーポート） ▶実績報告時、建築確認検査済票の写し			
家屋の不動産登記所有者	申請者（単独所有または他の者との共有）				
	申請者以外	<input type="checkbox"/> 設備設置の承諾を受けました。 ▶所有者名			

2) 設備設置費用

	区分	内容	金額(税抜)
太陽光発電設備	工事費 (別表第4の工事費に適合するもの)		
	設備費 (別表第4の設備費に適合するもの)		
補助対象経費 小計 ①			円
蓄電池設備	工事費 (別表第4の工事費に適合するもの)		
	設備費 (別表第4の設備費に適合するもの)		
補助対象経費 小計 ②			円
補助対象外経費			
合計金額 (税抜)			円

※別表第4(第5条関係)補助対象経費や見積書と突合できるように記入すること。太陽光発電設備、蓄電池設備の共通経費は、任意の方法で配分すること(蓄電システム機器及び附帯機器は蓄電池設備に計上)。

【補助対象外経費の例】一般送配電事業者への接続検討申込費用、系統連系工事負担金、自然災害補償、有料の保証延長、ソーラーカーポートのカーポート部及び設置費用、既存設備の撤去費用、V2Hやエコキュート及びそれらの設置費用等

事業計画書（第2面）

3) 補助対象設備の設置工事契約について

契約予定事業者	所在地/住所		電話番号					
	法人名/屋号		担当者氏名					
	Eメール							
事業期間	契約予定日	年	月	日	完了予定日	年	月	日
	確認事項	<input type="checkbox"/> 市の補助金交付決定後に契約を締結します(決定前の契約は補助対象外)						

4) 導入する太陽光発電設備について

機器	メーカー	型式	数量	出力合計	
太陽電池モジュール	系列1				
	系列2				
	系列3				
	系列4				
PCS (パワーコンディショナー)	系列1				
	系列2				
	系列3				
	系列4				
太陽電池モジュール公称最大出力合計またはPCS定格出力合計の低い方の合計(50kW未満)...				A	kW
Aの小数点以下切り捨て...				B	kW
第1面・設備設置費の①...				C	円
1kWあたりの補助金額【50,000円またはC÷A(1,000円未満切捨)】...				D	円
補助金額【B(上限20kW)×D】...				E	円

5) 導入する蓄電池設備について

機器	メーカー	型式	数量	蓄電容量	
業務用蓄電池					
第1面・設備設置費の②...				F	円
導入する蓄電容量(20kWh超であること)...				G	kWh
1kWhあたりの設備設置費【F÷G】...				H	円
Gのうち補助対象となる蓄電容量(20kWh上限)...				I	kWh
Iに相当する補助対象経費【H(1kWhあたり189,000円上限)×I】...				J	円
補助金額【J×1/3(1,000円未満切捨)】...				K	円

6) 蓄電池設備の1kWhあたり税抜価格に関する確認事項

<input type="checkbox"/>	11.9万円/kWh以下の蓄電池の調達に努めましたが困難なため上の額で導入します。
--------------------------	---

事業計画書（第3面）

7) 設備導入による発電電力の消費量計画

余剰電力の取扱	売電しない	▶実績報告時、電力会社の系統連系に係る書類を提出		
	売電する	▶実績報告時、非FIT売電契約書の写しを提出		
	(売電先)		確認事項	<input type="checkbox"/> FIT/FIP認定は取得不可
年間発電量見込		kWh	自家消費割合	%
年間自家消費量見込		kWh		
(蓄電池を設置しない場合) 50%以上自家消費できる理由				

8) 導入設備に関する確認・誓約事項

(1)	<input type="checkbox"/>	本補助金を受けて設置する設備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT(固定価格買取制度)の認定またはFIP制度の認定を取得しません。
(2)	<input type="checkbox"/>	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行いません。
(3)	<input type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を行います(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く)。
(4)	<input type="checkbox"/>	法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。
(5)	<input type="checkbox"/>	地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めます。
(6)	<input type="checkbox"/>	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行います。
(7)	<input type="checkbox"/>	防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めます。
(8)	<input type="checkbox"/>	一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱いません。
(9)	<input type="checkbox"/>	20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの)を掲示します。
(10)	<input type="checkbox"/>	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存します。
(11)	<input type="checkbox"/>	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。
(12)	<input type="checkbox"/>	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。
(13)	<input type="checkbox"/>	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めます。
(14)	<input type="checkbox"/>	関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分します。
(15)	<input type="checkbox"/>	10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン(資源エネルギー庁)」を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施します。
(16)	<input type="checkbox"/>	10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めます。
(17)	<input type="checkbox"/>	導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ります。

事業所用太陽光発電等設置補助金 申請書類チェックリスト

申請書類の提出時、チェックリストも添えてください。

下記の申請者のチェック欄に必ずチェック（☑）を入れ、忘れずに提出ください。

No.	チェック欄		様式等	必要書類・チェック内容
	申請者	市		
-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	様式第1号	事業所用太陽光発電等設置補助金交付申請書、事業計画書(第1面から第3面)、チェックリスト
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公的機関発行	申請者が事業者であることの確認書類 ● 法人の場合 商業・法人登記事項証明書(コピー可。発行から3月以内) ※ インターネットで取得した照会番号付き登記情報も可とする。 ● 個人事業主の場合 ア及びイ ア) 開業届または直近の確定申告書、市県民税申告書の写し イ) 市長が別途指定する本人確認書類の写し (公的機関が発行した顔写真つきの書類) 1点提出 マイナンバーカード(表面)、運転免許証、在留カード等 (公的機関が発行した顔写真つきの書類がない場合) 2点提出 国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の資格確認証、年金手帳・基礎年金番号通知書等
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定様式	委任状(申請を委任する場合)に加え、以下の書類 ・ 受任者が行政書士の場合…行政書士証票の写し ・ 受任者が同居の親族の場合…受任者の本人確認書類の写し
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	任意	設備設置費用の見積書の写し ア) 導入設備・機器の名称、型番、数量、発電容量や蓄電容量が記載されているもの。 ※ 補助対象設備を「一式」とは記載しないこと。 イ) 設備費及び工事費に値引きがある場合、値引き後の額をもとに作成しているもの。 ※ やむを得ず見積書に値引き前の額及び値引き額が記載される場合は、値引きの対象となる設備・機器、工事等ごとに値引き額を記載した内訳書を別途添付すること。
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	任意	補助対象設備の設置予定図 ア) 太陽電池モジュールの取付位置・方法等を記載した屋根伏図 イ) パワーコンディショナー、蓄電池ユニット、リモコン等のシステム構成機器及び附帯設備の設置位置を記載した平面図または間取図
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定様式	施工前のカラー写真 ※ 指定様式に貼付(写真のみの提出は受け付けられません)。別に定める注意事項に沿って撮影すること。
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	その他市長が必要と認める書類(市が求める書類)

申請日 令和8年6月1日

糸島市長 様

糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業
事業所用太陽光発電等設置補助金交付申請書

糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業事業所用太陽光発電等設置補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により、事業計画書及び別表第6に掲げる書類を添えて申請します。

1) 申請者(補助対象者)

所在地/住所	糸島市志摩初一丁目X番Y号	電話番号	092-327-XXXX
名称/氏名	株式会社怡土志摩サービス	担当者氏名	志摩 次郎
Eメール	itoshimaservice@XXXX.co.jp		

※申請を委任する場合(申請者自身による申請が原則です)

受任者の種別	<input checked="" type="radio"/> 行政書士	個人事業主(申請者)の同居の親族※	
住所	糸島市二丈深江一丁目X番Y号	電話番号	092-325-YYYY
氏名	二丈 一郎	性別	男
Eメール	ZZZZ@www.co.jp	生年月日	昭和 45 年 4 月 1 日
受任者の確認書類	行政書士 行政書士登録番号 ZZZZZZZZ	▶行政書士証票の写し、委任状を提出	
	同居の親族 申請者との続柄	▶受任者の本人確認書類の写し、委任状を提出	

※同居の親族が委任を受けて申請等を行う場合は、無償で行う必要があります。

2) 申請者の役員名簿(申請者が法人の場合)

役員名簿	氏名	氏名(フリガナ)	生年月日				性別 男=M 女=F
			元号	年	月	日	
	志摩 次郎	シマ ジロウ	昭和	40	4	2	M
	志摩 花子	シマ ハナコ	昭和	45	12	31	F
	志摩 一	シマ ヒツメ	昭和	63	1	1	M

3) 補助金の交付申請額

交付申請額	2,260,000 円	
太陽光発電	1,000,000 円	…第2面・E
蓄電池	1,260,000 円	…第2面・K

背景が白の枠に記載(項目によってはチェック、○)してください。

※申請書を手書きで記入する場合は、別途公開している手書き用の申請書を利用してください。手書きの場合、エクセルファイルでは自動計算される部分も自分で計算してください。

作成後、コピー等を保存してください。申請書の提出後、記載内容の修正等をお願いすることがあります。

代表者職印を必ず押印してください。

郵送・窓口で申請書類を提出
⇒ チェックリストも含めて全ページを印刷して提出

行政書士が委任を受けて申請する場合は、行政書士証票の写しと委任状を追加して提出してください。
個人事業主による申請で、同居の親族が委任を受けて申請する場合は、受任者の本人確認書類の写しと委任状を提出してください。

申請者が糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員等でないことを確認するため、市が警察署に照会します。
その際に、役員名簿が必要となりますのでご記入ください。

4) 交付申請に関する誓約事項

(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	補助金交付決定前の契約や発注等の行為(事前着手)は認められないことを確認しました。
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	本申請における補助対象設備について、国費を財源とする補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていません。また、これからも受けません。
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	申請者(法人である場合は、その役員を含む。)が糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員等でないことを確認するため、市が警察署に照会することを了承します。
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>	申請者が糸島市税の滞納がないことや、糸島市内に居住していることを確認するため、関係部署への照会等を行うことを了承します。
(5)	<input checked="" type="checkbox"/>	糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業事業所用太陽光発電等設置補助金交付要綱の規定を遵守して補助事業を実施します。
(6)	<input checked="" type="checkbox"/>	本申請について虚偽記載がないことを誓約し、万が一虚偽記載等、市が不適切と認める補助金受給が判明した場合には、補助金交付決定の取消を受けても意義を申し立てません。また、補助金交付決定の取消に伴う補助金返還、財産処分等による財産処分納付金が発生した場合は、遅滞なく市の指示に従い返還または納付を行います。

各事項をよく読んで、必ず口にチェックを入れてください。

事業計画書（第1面）

1) 補助対象設備を設置する家屋

設備を 設置する 家屋の 情報	所在地	糸島市 志摩初一丁目22番地
	種類	<input type="radio"/> 事務所 <input type="radio"/> 工場 <input type="radio"/> 店舗 <input type="radio"/> その他 ()
	家屋の不動産登記 有無	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない (カーポート) ▶実績報告時、建築確認検査済票の写し
	家屋の不動産登記 所有者	申請者 (単独所有または他の者との共有) <input type="radio"/> 申請者以外 <input checked="" type="checkbox"/> 設備設置の承諾を受けました。 ▶所有者名: 二丈不動産開発株式会社

2) 設備設置費用

	区分	内容	金額(税抜)
太陽光 発電 設備	工事費 (別表第4の工事費に 適合するもの)	設置工事	200,000円
		電気工事、キュービクル改造工事	150,000円
		材料費(ケーブル等)	100,000円
	設備費 (別表第4の設備費に 適合するもの)	太陽電池モジュール、架台	2,400,000円
		パワーコンディショナー	1,050,000円
	補助対象経費 小計 ①		
蓄電池 設備	工事費 (別表第4の工事費に 適合するもの)	設置工事	200,000円
		電気工事	150,000円
		材料費(ケーブル等)	100,000円
	設備費 (別表第4の設備費に 適合するもの)	蓄電システム、リモコン	4,200,000円
補助対象経費 小計 ②			4,650,000円
補助対象外経費			
合計金額 (税抜)			8,550,000円

※別表第4(第5条関係)補助対象経費や見積書と突合できるように記入すること。太陽光発電設備、蓄電池設備の
共通経費は、任意の方法で配分すること(蓄電システム機器及び附帯機器は蓄電池設備に計上)。
【補助対象外経費の例】一般送配電事業者への接続検討申込費用、系統連系工事負担金、自然災害補償、有料の保
証延長、ソーラーカーポートのカーポート部及び設置費用、既存設備の撤去費用、V2Hやエコキュート及びそれら
の設置費用等

主たる用途以外の家屋に補助対象設備を設置する場合は、必ず**主たる用途の家屋へ電力を供給**してください。

左記以外の未登記家屋への設置は**補助対象外**です。
実績報告時に書類提出が必要です。

補助対象設備を設置する家屋を**申請者が所有(共有を含む)していない**場合は、申請者の責任において所有者(共有者を含む)の**承諾を得たうえで申請**してください。

見積書と整合するように記載してください。
値引き等がある場合、左の表は値引き後の額で記載してください。
全て税抜金額で記載してください。

システムの導入に伴って必須となる必要な最小限の付属機器も補助対象設備の費用として加算できます。

キュービクルの改造費用についても対象となりますが、改造を要する理由が太陽光発電が蓄電池のいずれかによるか確認し、費用をどちらかに振り分けてください。どちらかに振り分けるのが不可能な際には、按分してください。

ただし、もともとあった既存設備の交換や取り外し等に要する費用は対象外となります。

事業計画書（第2面）

3) 補助対象設備の設置工事契約について

契約予定事業者	所在地/住所	糸島市前原東2丁目X番Y号	電話番号	092-323-1111
	法人名/屋号	マエバルソーラー設備株式会社	担当者氏名	前原 次郎
	Eメール	WWW@ZZZ.CO.JP		
事業期間	契約予定日	令和 8 年 7 月 10 日	完了予定日	令和 9 年 1 月 10 日
	確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 市の補助金交付決定後に契約を締結します(決定前の契約は補助対象外)		

4) 導入する太陽光発電設備について

機器	メーカー	型式	数量	出力合計	
太陽電池モジュール	系列1	イトシマソーラー	CBA-ITOSHIMA-550	20	11.00kW
	系列2	イトシマソーラー	CBA-ITOSHIMA-550	12	6.60kW
	系列3	イトシマソーラー	CBA-ITOSHIMA-550	10	5.50kW
	系列4				
PCS (パワーコンディショナー)	系列1	イトシマソーラー	WXZ-ITOPCS-90	1	9.00kW
	系列2	イトシマソーラー	WXZ-ITOPCS-60	1	6.00kW
	系列3	イトシマソーラー	WXZ-ITOPCS-60	1	6.00kW
	系列4				
太陽電池モジュール公称最大出力合計またはPCS定格出力合計の低い方の合計(50kW未満)・・・A				20.50kW	
Aの小数点以下切り捨て・・・B				20.00kW	
第1面・設備設置費の①・・・C				3,900,000円	
1kWあたりの補助金額【50,000円またはC÷A(1,000円未満切捨)】・・・D				50,000円	
補助金額【B(上限20kW)×D】・・・E				1,000,000円	

5) 導入する蓄電池設備について

機器	メーカー	型式	数量	蓄電容量
業務用蓄電池	イトシマソーラー	ITOSHIMA-24000	1	24.0kWh
第1面・設備設置費の②・・・F				4,650,000円
導入する蓄電容量(20kWh超であること)・・・G				24.0kWh
1kWhあたりの設備設置費【F÷G】・・・H				193,750円
Gのうち補助対象となる蓄電容量(20kWh上限)・・・I				20.0kWh
Iに相当する補助対象経費【H(1kWhあたり189,000円上限)×I】・・・J				3,780,000円
補助金額【J×1/3(1,000円未満切捨)】・・・K				1,260,000円

6) 蓄電池設備の1kWhあたり税抜価格に関する確認事項

<input checked="" type="checkbox"/>	11.9万円/kWh以下の蓄電池の調達に努めましたが無難なため上の額で導入します。
-------------------------------------	---

【契約予定日】

市が交付申請の内容を審査のうえ交付決定を行った後に契約する必要があります。通常、補助金の交付決定には1か月程度を要します。契約予定日は交付申請日から少なくとも1か月以上空けてください。また、市から「補助金交付決定通知書」を受け取るまで契約を締結しないでください。

交付決定前の契約締結は補助金の対象外となります(契約予定日を過ぎた時点で交付決定が行われていない場合であっても同様です)。

【完了予定日】

令和9年2月12日までに実績報告書をご提出いただく必要がありますので、完了予定日はそれ以前としてください。

PCSを複数台設置する場合は、各PCSに接続するモジュールの発電能力の合計を系列ごとに記載します。同じ系列で複数種類のモジュールを接続するときは、型式に列記してください。

補助金計算上の出力＝

系統1の太陽電池モジュールとPCSの出力の低い方＋
系統2の太陽電池モジュールとPCSの出力の低い方＋
系統3の太陽電池モジュールとPCSの出力の低い方＋
系統4の太陽電池モジュールとPCSの出力の低い方

11.9万円/kWhを超えるときは、必ずしてください。

事業計画書（第3面）

7) 設備導入による発電電力の消費量計画

余剰電力の取扱	○ 売電しない ▶実績報告時、電力会社の系統連系に係る書類を提出		
	● 売電する ▶実績報告時、非FIT売電契約書の写しを提出		
	(売電先)	確認事項	<input type="checkbox"/> FIT/FIP認定は取得不可
年間発電量見込	27,002 kWh	自家消費割合	99.0 %
年間自家消費量見込	26,732 kWh		
(蓄電池を設置しない場合) 50%以上自家消費できる理由	余剰電力の逆潮流を行わないため		

8) 導入設備に関する確認・誓約事項

(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	本補助金を受けて設置する設備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT(固定価格買取制度)の認定またはFIP制度の認定を取得しません。
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行いません。
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を行います(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く)。
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>	法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。
(5)	<input checked="" type="checkbox"/>	地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めます。
(6)	<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行います。
(7)	<input checked="" type="checkbox"/>	防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めます。
(8)	<input checked="" type="checkbox"/>	一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱いません。
(9)	<input checked="" type="checkbox"/>	20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの)を掲示します。
(10)	<input checked="" type="checkbox"/>	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存します。
(11)	<input checked="" type="checkbox"/>	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。
(12)	<input checked="" type="checkbox"/>	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。
(13)	<input checked="" type="checkbox"/>	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めます。
(14)	<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分します。
(15)	<input checked="" type="checkbox"/>	10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン(資源エネルギー庁)」を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施します。
(16)	<input checked="" type="checkbox"/>	10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めます。
(17)	<input checked="" type="checkbox"/>	導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ります。

左のいずれかの書類を実績報告時にご用意いただきます。

売電する場合は、売電先と確認事項の☑をお願いします。

蓄電池を導入しない場合に記載してください。
市が必要と判断する場合は、30分値の電力データをご提出いただく場合があります。

誓約事項の内容を必ず確認してチェックを入れてください。

事業所用太陽光発電等設置補助金 申請書類チェックリスト

申請書類の提出時、チェックリストも添えてください。

下記の申請者のチェック欄に必ずチェック (☑) を入れ、忘れずに提出ください。

No.	チェック欄		様式等	必要書類・チェック内容
	申請者	市		
-	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	様式第1号	事業所用太陽光発電等設置補助金交付申請書、事業計画書(第1面から第3面)、チェックリスト
1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公的機関発行	申請者が事業者であることの確認書類 ● 法人の場合 商業・法人登記事項証明書(コピー可。発行から3月以内) ※ インターネットで取得した照会番号付き登記情報も可とする。 ● 個人事業主の場合 ア及びイ ア) 開業届または直近の確定申告書、市県民税申告書の写し イ) 市長が別途指定する本人確認書類の写し (公的機関が発行した顔写真つきの書類) 1点提出 マイナンバーカード(表面)、運転免許証、在留カード等 (公的機関が発行した顔写真つきの書類がない場合) 2点提出 国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の資格確認証、年金手帳・基礎年金番号通知書等
2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定様式	委任状(申請を委任する場合)に加え、以下の書類 ・ 受任者が行政書士の場合…行政書士証票の写し ・ 受任者が同居の親族の場合…受任者の本人確認書類の写し
3	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	任意	設備設置費用の見積書の写し ア) 導入設備・機器の名称、型番、数量、発電容量や蓄電容量が記載されているもの。 ※ 補助対象設備を「一式」とは記載しないこと。 イ) 設備費及び工事費に値引きがある場合、値引き後の額をもとに作成しているもの。 ※ やむを得ず見積書に値引き前の額及び値引き額が記載される場合は、値引きの対象となる設備・機器、工事等ごとに値引き額を記載した内訳書を別途添付すること。
4	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	任意	補助対象設備の設置予定図 ア) 太陽電池モジュールの取付位置・方法を記載した屋根伏図 イ) パワーコンディショナー、蓄電池ユニット、リモコン等のシステム構成機器及び附帯設備の設置位置を記載した平面図または間取図
5	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定様式	施工前のカラー写真 ※ 指定様式に貼付(写真のみの提出は受け付けられません)。別に定める注意事項に沿って撮影すること。
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	その他市長が必要と認める書類(市が求める書類)

提出前にチェックリストで書類が揃っているか確認し、各項目にチェックを入れてください。